

建設分野における受入れ基準の見直しについて

※2019.4.1より適用

※2020.1.1(人数枠の設定は
2022.4.1)より適用※2020.1.1より適用
(「その他」は公布日より適用)

	特定技能 (新設した基準)	技能実習 (下線部：追加する基準案)	外国人建設就労者受入事業 (下線部：追加する基準案)
受入企業に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人受入れに関する計画の認定を受けること ・建設業法第3条の許可を受けていること ・建設キャリアアップシステムに登録していること ・建設業者団体が共同して設立した団体（国土交通大臣の登録が必要）に所属していること 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・技能実習計画の認定を受けること ・建設業法第3条の許可を受けていること ・建設キャリアアップシステムに登録していること <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適正監理計画の認定を受けること ・建設業法第3条の許可を受けていること ・建設キャリアアップシステムに登録していること <p style="text-align: right;">等</p>
待遇に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・1号特定技能外国人に対し、 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 日本人と同等以上の報酬を ➤ 安定的に支払い、 ➤ 技能習熟に応じて昇給を行うこと ・1号特定技能外国人に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること ・1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・技能実習生に対し、 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 日本人と同等以上の報酬を ➤ <u>安定的に支払うこと</u> ・雇用条件書等について、技能実習生が十分に理解できる言語も併記の上、署名を求める ・技能実習生を建設キャリアアップシステムに登録すること ※1号実習生は、2号移行時までに登録完了すればよい 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人建設就労者に対し、 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 日本人と同等以上の報酬を、 ➤ <u>安定的に支払い、</u> ➤ 技能習熟に応じて昇給を行うこと ・外国人建設就労者に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること ・外国人建設就労者を建設キャリアアップシステムに登録すること 等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・1号特定技能外国人（と外国人建設就労者との合計）の数が、常勤職員の数を超えないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・技能実習生の数が常勤職員の総数を超えないこと ※優良な実習実施者・監理団体については免除 	<ul style="list-style-type: none"> ・（1号特定技能外国人と）外国人建設就労者（との合計）の数が、常勤職員の数を超えないこと

※技能実習・外国人建設就労者受入事業の新基準については、制度施行日以降に申請される1号技能実習計画・新規の適正監理計画の認定より適用予定。

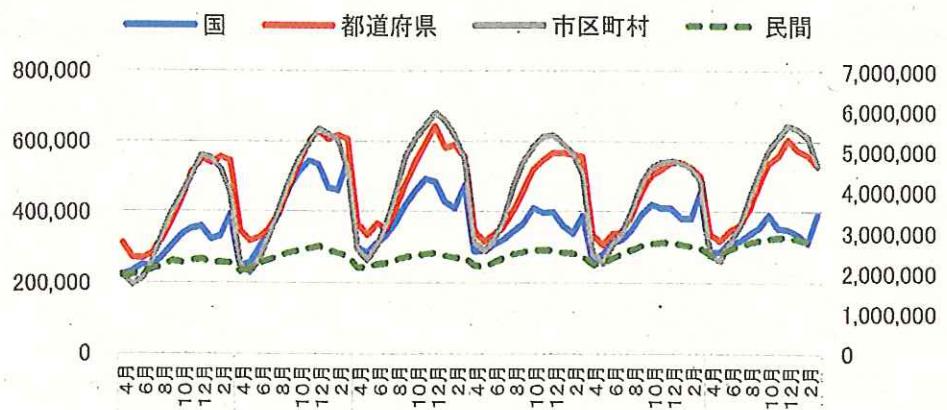
※外国人建設就労者受入事業による外国人の新規の受入れの期限（2020年度末まで）及び当該事業による外国人の在留期限（2022年度末まで）については、変更無し。

建設業の特性を踏まえた対策の実施

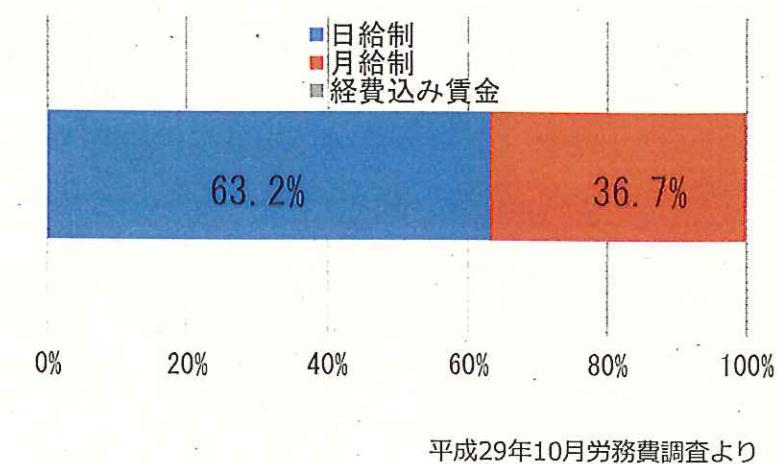
課題1：建設業は、季節による受注量の変動が激しい業種。技能労働者の賃金は6割が日給制で仕事がないと手取り賃金が下がる



月給制を義務化



出典：建設総合統計 出来高ベース（全国）



平成29年10月労務費調査より

課題2：建設業は、受注した工事ごとに就労する現場が変わる



建設キャリアアップ
システムの登録義務化

- ⇒ 雇用主による労務管理、就労管理が難しい
- ⇒ 現場ごとに他業者との接触が多く、引き抜き等の可能性が高い

課題3：現場管理は元請、労働者を雇用するのは下請の専門工事業者で、中小零細業者が大半



建設業許可を要件化
受入人数枠の設定

○出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）

＜衆議院＞（平成30年11月27日）

八 技能実習制度について、平成二十九年十一月に施行された新法に基づき、技能実習生の保護を適切に行い、失踪者の減少に努め、実習実施機関や監理団体に不適正な行為があるときは厳正に対処するほか、法務省において、新法の運用状況を速やかに検証し、その結果に応じて必要な措置をとること。

九 不法滞在者や失踪技能実習生を含む在留資格に応じた活動を行わない外国人を不法に雇い入れる雇用主の責任が重大であることに鑑み、関係機関の連携を強化し、不法就労助長行為の防止及び厳格な取締りに努めること。

＜参議院＞（平成30年12月8日）

三 技能実習に関する制度及び外国人留学生が出入国管理及び難民認定法第十九条第二項の許可を受けて行う報酬を受ける活動に関する制度の運用の実態を検証し、その結果に基づいて、制度又は運用の見直しその他の必要な措置を講ずること。

八 不法滞在者等を不法に雇い入れる雇用主や不法就労をあっせんする悪徳ブローカーの責任が重大であることに鑑み、関係機関の連携を強化し、不法就労助長行為の防止及び厳格な取締りに努めること。